

## 【地域密着型通所介護】加算（減算）届 必要書類一覧表

次の内容の基本報酬又は加算・減算を算定しようとする場合は、加算開始月の前月15日まで（必着）に届出が必要です。

内容			備考	
	届出用紙	添付書類		
職員の欠員による減算・減算の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加算届 (別紙3-2)</li> <li>・ 状況一覧表 (別紙1-3)</li> </ul>	・ 勤務形態一覧表※	※人員欠如が生じた月（解消した場合は解消した月）のものを提出してください。	
高齢者虐待防止措置未実施減算・減算の解消				
業務継続計画未策定減算・減算の解消				
時間延長サービス体制加算				
入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)		・ 浴室部分の状況がわかる平面図 ・ 研修の実施計画等	※(Ⅰ)と(Ⅱ)のいずれも算定を予定している場合は(Ⅱ)の届出を行ってください。	
中重度者ケア体制加算		・ 「中重度者ケア体制加算に係る届出書」 (別紙22) ・ 「利用者の割合に関する計算書」 (別紙22-2) ・ 勤務形態一覧表 (加算算定開始月のもの) ・ 看護職員の資格証の写し		
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ) (総合事業あり)				
個別機能訓練加算 (Ⅰ) イ、(Ⅰ) ロ		・ 勤務形態一覧表 (加算算定開始月のもの) ・ 機能訓練指導員の資格証の写し		
個別機能訓練加算 (Ⅱ) ※申請するには個別機能訓練加算 (Ⅰ) イか (Ⅰ) ロを既に算定しているか又は個別機能訓練加算 (Ⅰ) イか (Ⅰ) ロを同時に申請する必要があります。			※別紙1-3のLIFEを「あり」にする	
ADL維持等加算 (申出) ※介護予防は不可			※別紙1-3のLIFEを「あり」にする	
認知症加算		・ 「認知症加算に係る届出書」 (別紙23) ・ 「利用者の割合に関する計算書」 (別紙23-2) ・ 勤務形態一覧表 (加算算定開始月のもの) ・ 研修の修了証の写し		
若年性認知症利用者受入加算 (総合事業あり)				
栄養アセスメント加算・栄養改善体制加算 (総合事業あり)		・ 勤務形態一覧表 (加算算定開始月のもの) ・ 管理栄養士の資格証の写し	※外部との連携により配置する場合は、勤務表の氏名欄に連携先の事業所名を記入してください。	
口腔機能向上加算 (Ⅰ) (総合事業あり)		・ 勤務形態一覧表 (加算算定開始月のもの) ・ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し		
口腔機能向上加算 (Ⅱ) (総合事業あり) ※申請するには口腔機能向上加算 (Ⅰ) を既に算定しているか、口腔機能向上加算 (Ⅰ) を同時に申請する必要があります。			※別紙1-3のLIFEを「あり」にする	
科学的介護推進体制加算 (総合事業あり)			※別紙1-3のLIFEを「あり」にする	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (総合事業あり)	・ 「サービス提供体制強化加算に関する届出書」 (別紙14-3)			
上記加算の取下げ				
介護職員等処遇改善加算		※別に計画書を提出してください。		